

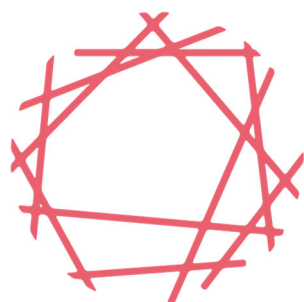
休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業

「人と人をつなぐ市民活動の強化・支援事業」



# 「女性の孤独・孤立を回避・回復する 地域のつながりを増やす福島プロジェクト」

## 「2次募集」公募要領



ふくしま  
百年基金

The Community  
Foundation of Fukushima

2023年10月

一般財団法人 ふくしま百年基金

— はじめに —

本助成事業は、休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業（以下、「休眠預金等活用事業」という）として行う事業です。

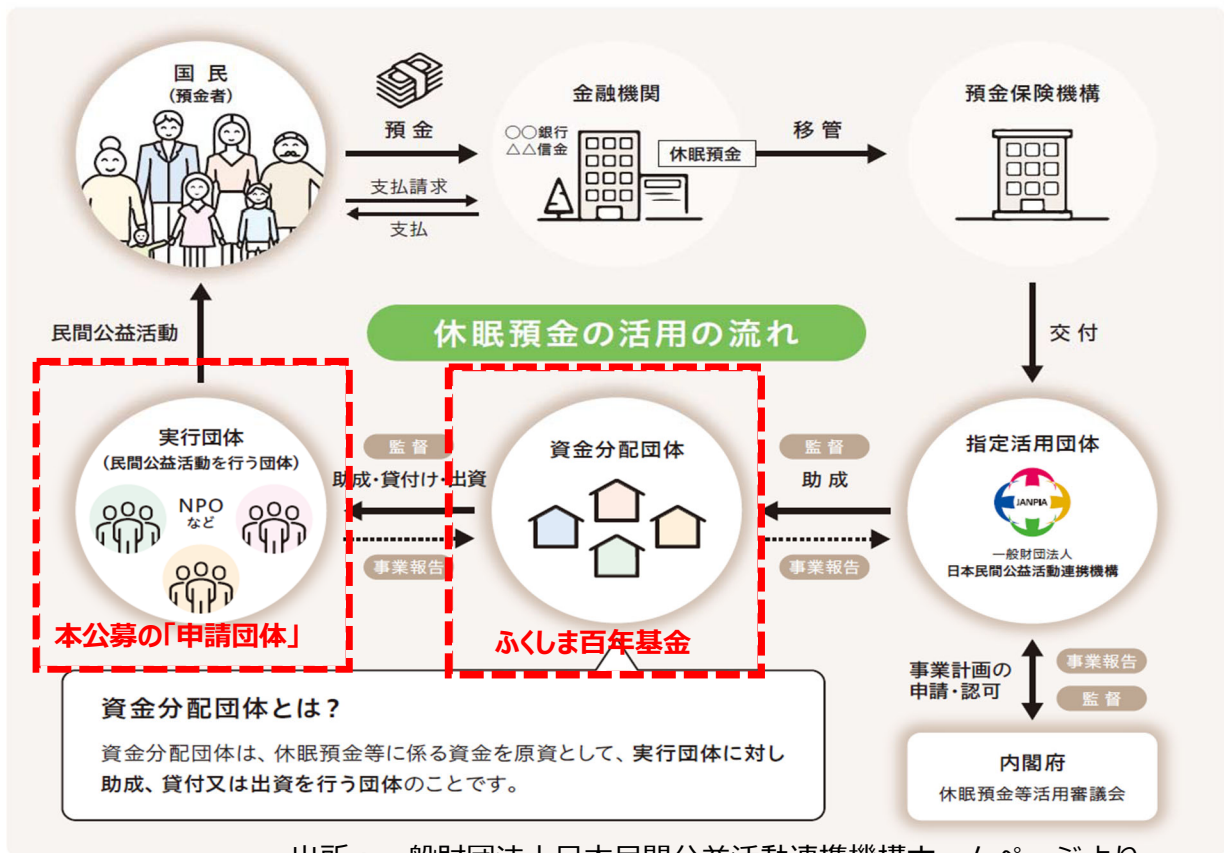
一般財団法人 ふくしま百年基金（福島県福島市/設立2018年4月）は、「女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト」を提案し、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）（以下、「同法」という。）における資金分配団体（以下、「資金分配団体」という）として採択され、指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下、「JANPIA」という）からの助成を受けて本助成事業を実施します。

本公募要領は、以下の2部構成となっています。まず第1部より、本助成事業の概要を理解戴き、その上で第2部の休眠預金事業に基づく助成事業の詳細をご確認下さい。

第1部 実行団体公募概要(本事業に係る公募要領の概要)

第2部 公募要領詳細(休眠預金に基づく助成事業の概要)

<休眠預金活用の流れイメージ図>



出所：一般財団法人日本民間公益活動連携機構ホームページより

## 第1部 「実行団体」公募概要

### 事業趣旨及び実行団体に期待する活動概要

この度、当財団は休眠預金等活用事業において、「女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト」（人と人とをつなぐ市民活動の強化・支援事業）を企画・立案し、福島県域内で女性の孤独・孤立対策に取り組む事業を対象に、資金・資金以外の双方の面からの支援を実施する助成事業を公募する事になりました。

福島県に於いては、2011年の東日本大震災と原子力発電所事故の発生から12年が経過していますが、近年ではコロナ禍の経済や雇用に関する影響、ウクライナ戦争等に起因する物価上昇等があり、様々な状況の変化により福島県内の各世代、様々な家庭環境にある女性がうけた影響は計り知れません。

東日本大震災のことに限っても、12年という時間の経過のなかで、被災地の復興拠点の避難指示解除、帰還者の受け入れ、新たな行政関連施設の設置等のハード面での復興の進展がみられる一方、個々人の視点に立つと、様々な課題が浮かび上がります。終の棲家だと思っていた公営住宅団地の家賃の問題、避難指示の解除にまつわる帰還をするかどうかの問題、3.11から時間が経過しているものの、やはり発災直後に県外に避難したかったができなかった人、或いは当時県外避難ができたけれど現在は県内で暮らしている人、発災後に家族のカタチや関わりが大きく変わってしまった人、本当に多くの変化がありました。子育てにおいても、発災直後から現在まで子育てをしているなかでの孤独感に直面する人もいれば、当時中高生でありつつ、現在は親として子どもに関わりを持つ人、当時未就学児でありつつ、現在中高生になってやはり抱えきれない心の痛みや苦しさに直面している人もいます。更に震災関連死として認定された方は災害による直接的な死亡数よりも多く、残された家族の喪失感や経済的な状況、隣近所の目線等までを考えると更なる痛切な状況が想像されます。これらのすべてはあえていえば男性も直面してきた課題でありつつ、女性も直面してきた状況です。もっといえば、福島における女性特有の課題として、非正規労働者が多く、賃金も低いまま、そのような状況下でコロナ禍、円安、ウクライナ侵攻の影響等による物価上昇に伴う影響は、生活費の増大、雇用への影響が大きく、特に女性が大半をしめるひとり親世帯への影響は甚大です。これらの状況から「我慢する」、「諦める」等の感情が強くなることはやむを得ないものの、結果的にそのような反応が強化され、孤独感を強める要因の一つになっていると考えています。福島の地域性から、あえていえば女性の側の負担感も非常に高く、本事業では特に女性を対象

にした活動に対する支援を通じて、支援・援助資源の強化を図ることを意図します。

また、今回の事業において福島県内の女性支援を主な対象として事業を行うのと同時に、孤立・孤独対策という側面もあります。日本においても孤立・孤独対策が政府により進む一方で、具体的な成果はまだまだこれからという状況です。東日本大震災と原子力事故による被災者・避難者の状況、その後の地震・台風被害、コロナ禍の影響や物価高騰による影響は、福島県内においても構造的な孤立の状況、孤独感を募らせる状況があり、それらの状況に対応する当事者、共助の非営利活動の重要性は増すばかりです。他方で、民間の支援組織の財務状況は、復興財源を原資としていた活動であるほど状況の変化による収入の減少等に直面している状況です。これからますます現場の課題に向き合い続ける市民活動から必要な活動の組立や展開が必要であるにも関わらず、共助の資金の減少は大きな影響が生じています。そのような状況に対し、当プログラムは、女性支援、孤独・孤立対策に取り組む福島県内のNPO等の市民活動への資金提供事業でもあり、これらの事業を担う団体の組織基盤の強化を図ろうとするものです。

休眠預金制度の仕組み上、対応すべき事務等がある一方で、約2年間の継続事業である点、また人件費への充当も大きく可能です。我々は、この事業を通じて、福島県内の女性を対象に活動する組織の「こうなりたい・これをやりたい」という願いや想いと共に、組織基盤と事業の継続性の向上を実現するための伴走支援を行います。2年間のやや大規模な助成金ではありますが、この事業を通じた人と活動と組織の成長の一助になることを願い、今この瞬間も先の見えない状況のなかで孤独感を感じている福島県の女性に、何か力になりたいという願いでいます。ぜひ、事業の説明会や個別相談会を通じて、本助成事業の特色をご理解いただき、助成事業を一つの踏み台として皆さんの活動の3年後の未来を共に考えられればという願いでいます。

#### 一般財団法人ふくしま百年基金

当財団は、一般社団法人 ふくしま連携復興センターを母体に、県内外の市民の寄附金により2018年4月に設立された福島県で初めてのコミュニティ財団です。その設立に際しては、2011年3月に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所事故が大きな契機になり、被災地の地元に設立された財団の使命として、被災地の復興、被災者支援と共に、地域全体の持続可能性の向上が我々の活動の大きなテーマです。我々としては、3.11からの復興と地域住民の暮らしの再興が終わるまで復興は果たされないとの考えのもと活動を進めてきました。今後も、福島に残された課題・新しい課題の解決に向け、コミュニティ財団としての取組を進めていきたいと考えています。

## 1 対象となる事業

福島県における女性の孤独・孤立問題を事前に回避する、或いはその様な現状より改善する事業を実現・強化するために、以下の助成事業を実施します。

対象地域： 福島県内で行われる事業

対象期間： 2024年1月から2026年2月28日まで（最長）※25か月間

助成対象テーマ： 申請団体が主体となっていく、以下「基幹的な事業（1～4）」の事業類型を助成します。また、「基幹的な事業に付随して行われる事業(a～e)」までの類型についても、組み合わせで事業を企画してください。「基幹的な事業」の（1～4）の複数領域を組み合わせで申請すること、「基幹的な事業に付随して行われる事業」の(a～e)の複数領域を組み合わせで申請することも差し支えありません。

### <基本的な視点>

- ✓ 福島県内に居住し、世代を問わず、孤独感をもち孤立状態にある、或いはそのリスクが高い女性を対象に、個々の状況に即して継続的な支援を行うこと。  
※女性：LGBTQ+等の性自認について厳密に区別はしません。
- ✓ 「複合的な困難」への現実的な対応を考慮した事業であること。
- ✓ 申請事業の実施を通じて、事業の継続性の向上、事業の規模的な向上、或いは質的な向上（人材の雇用や育成、支援メニューの増強）を図る事業であること。つまり、支援・援助機能の向上を意図したものであること。
- ✓ 組織基盤の強化として、事業実施体制、事務局体制の強化・育成を図る取り組みを含むこと（申請額の5%を上限とし、原則的に「直接事業費」に計上する）

### <重視する価値>

- ✓ 女性理解：福島県内に居住する、或いは居所としている女性の状況や背景、或いは課題設定や問題の定義等について、具体的かつ直接的なかわりの中からみえてくる課題感をもとにした事業を重視します。
- ✓ 広域性より重層的な支援：福島全域を支援するという取り組みも十分意義があると感じますが、今回の事業支援においては、広域性より仮に支援が一つの市町地域に限定

されるとしても、当該地域の行政や NPO 等の他団体、並びに医療や福祉との接続環境をより豊かにするなどの意図や価値を重視します。

- ✓ 活動実績と共に活用意義も：震災復興支援の資金等の状況が変化している状況では、ある時期からの活動規模の縮小や、体制の変更等があるかと思えます。また当事者同士の支援団体である場合などにおいては、専従職員を置くなどの取組みに慎重に対応することも十分大事なことだと理解しています。そのうえで、現在の社会情勢を鑑みて、ある意味では背伸びができる範囲で活動規模を拡充する、或いはスタッフを有償雇用することで組織基盤・事業基盤を向上、或いはスタッフの力量形成を意図することを意識した事業も重視します。

#### <基幹的な事業>

- (1) 福島的女性に対する相談支援（アウトリーチ型・互助型の支援を含む）の事業
- (2) 福島的女性に対するシェルターの提供等の住居支援事業
- (3) 福島的女性に対する地域の居場所等の支援事業
- (4) その他、(1)～(3)に該当しないが、福島的女性への支援において必要な事業

#### <基幹的な事業に付随して行われる事業>

- (a) 就労支援、自立支援にかかる事業
- (b) 心身の健康維持、孤独防止にかかる事業
- (c) 物資支援等の事業
- (d) 同行支援・伴走支援等の事業
- (e) その他、(a)～(d)に該当しないが、福島県的女性への支援において必要な事業

#### 組織基盤の強化の例：

- a) 相談援助体制：例えば、従来の電話相談や対面相談に加えて、世代や対象層にあわせた相談を受ける方法等の整理・拡充が考えられます。
  - ① 相談の広報：例えば、対象者により届く情報流布にかかる web サイトや SNS の利活用策を拡充し、支援を必要としている人へ丁寧に情報が届くようにするための取組み
  - ② 相談の受付方法：電話やメールだけでなく SNS 等の利活用にむけた準備やリスク分析などを行う取組みの一つです。
  - ③ 相談援助の方法：例えば、個別面談等に加えて、SNS 等の活用、或いは当事者グルー

ブやピアサポートの活用、アートや写真等の活用などを通じた相談援助の方法や関わり方の拡充を図る取組み。初期は講師招聘等の運営方法であったとしても、ノウハウ移転や運営方法の習熟等を図ることも重要な視点の一つです。

- b) 人材育成：例えば、相談援助職の専門性の向上等の人材育成にかかる取組みです。
- c) 経理・監査：例えば、現在の経理処理の体制から信頼性、効率性の高い経理処理体制、特に事業ごとの収支を容易に分析できる管理会計の導入なども視点の一つです。
- d) その他：組織としての目的や達成したいビジョン等があるかと思いますが、時間の経過とともに変化をする性質でもあります。それは、内部の体制の変化だけではなく、団体外部の社会・地域状況の変化、支援対象者の状況等が変化していくことにあります。そこで、ビジョンの再定義、理事等や職員等の関係者により深い対話の実施、団体の事業領域にかかる地域の関係者との対話の実施なども一つの視点です。

ここにあげた「組織基盤の強化」に関する取組みの事例を、「申請事業本体の取組み」や事業内容として位置づけ、企画していただくことも結構です。

対象事業の例： 福島県内に居住、或いは居所とする女性に対する活動例

- e) 心のケア・グリーフケアとして、心理的負担を軽減、ピアサポート、自助グループ等、メンタルヘルスのバランスを図る様な多種多様な活動、並びに女性に寄り添った相談事業等（特に、トラウマのケアや継続的な支援の実施）
- f) 孤立を回避する為の見守りや、引きこもり状態にある方への支援、生きがい・やりがいづくり等を通じた、地域コミュニティづくりにかかわる事業等
- g) ハウジングファーストの視点にたち、DV（ドメスティック・バイオレンス）、デートDV、ネグレクト、虐待傾向、経済的困窮、家出等により居場所をなくした女性のシェルター等の住居支援の実施、又その後の自立支援、就業支援等
- h) 東日本大震災、一般災害の被災者・避難者の支援、特に、災害ケースマネジメントの考え方に基づいた個別相談、個々のケースに応じた適切な支援の提供等
- i) 上記各事業に関連して、地域内の複数組織の連携や補完関係の連携等を通じ、より重層的で、多様な関り、セーフティーネットをつくる取組み、支援者支援やスーパーバイズ等を行う事柄。

## 注1 助成対象とならない事業・経費の例

- 女性が直接的に裨益しない事業、或いは裨益の状況が具体的ではない事業
- 単発的なイベントの開催など、複数年という時間を有効に活かしていない事業
- 物資支援のみ、或いは食事の提供のみを行う事業
- 就労支援に関する単発的なイベントやセミナー等の実施に留まる事業
- 申請時点での事業内容・実施体制等と、3年後の事業内容・実施体制等に変化を創出しようとしていない事業
- 既存の行政支援が行われている活動領域のみの活動 ※付加価値があれば問題なし
- 調査・研究のみを目的とする事業
- 政治的、宗教的な目的をもって行われる事業

## 2 助成事業実施期間

2024年1月（資金提供契約締結日）～2026年2月末

## 3 助成額・助成比率・採択想定

1) 助成上限額：(A) 1,500万円、(B) 3,000万円

※検討の結果、上記金額を下回る金額での申請も可能です

※上記予算額は、事業期間の25か月間で計算・計上してください。

### 2) 自己負担

休眠預金制度では、原則として実行団体にも事業費の一部負担が求められます。事業全体の必要額(事業費)に対する助成額の上限は8割です。残り2割については、自己資金の充当、別の助成金など民間資金を確保することを原則としています。初年度から2割を確保することが困難な場合は別途ご相談ください。財務状況や緊急性のある場合などは特例の利用により負担を軽減できる制度があります。

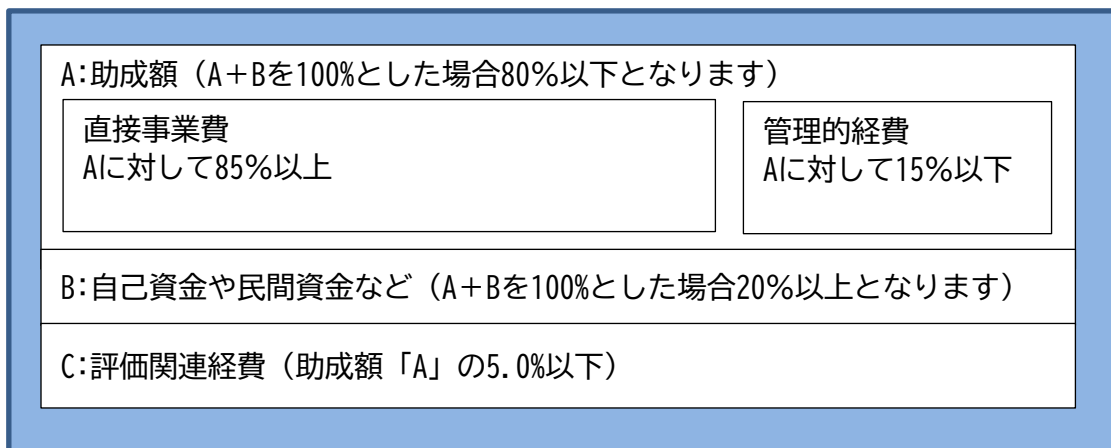
### 3) 評価関連経費

休眠預金制度では、事業の評価・成果の計画や検証を丁寧に行うことが求められます。外部から専門家を招聘して評価を実施、アンケートを実施、視察に行く、などの手段で評価を行っていただ



きます。そのための資金として、事業費とは別に事業費への助成額の5%以下の範囲内で評価関連経費を計上いただけます。

#### 【総事業費の概念図】



例：事業費への助成額が 3,000 万円のケース

事業費： 3,750 万円 (内、助成金：3,000 万円、自己負担：750 万円)

評価関連経費：150 万円 (事業費への助成額の 5%を上限とする)

総事業費： 3,900 万円 (総事業費 = 事業費 + 評価関連経費)

事業費は直接事業費と管理的経費の 2 種類に分けて計上いただけます。

直接事業費：主に事業の実施に掛る経費で、事業実施にかかる人件費を計上可能

管理的経費は、主に事務所費用、経理関係費用等で、事務管理上の人件費も計上可能

詳細は必ず、別添の「積算の手引き」をご確認ください。

#### 4) 採択想定事業数

採択想定事業数： 6 事業程度 (3,000万円 x 2団体、1,500万円 x 2団体想定)

##### (1) 法人格

- ✓ 法人格の有無は問いませんが、非営利を目的とする事業の実施を定款・規約等で定めていること。
- ✓ コンソーシアムで申請をする場合には、幹事団体は非営利を主目的とする旨が規定されている団体であること。

## (2) 事業拠点

- ✓ 申請時点で、福島県内に団体の本拠地もしくは活動拠点があること。

## (3) 事業実績

- ✓ 原則として「基幹的な事業」の、申請をするいずれかの事業領域において、申請締め切り時点で2年以上の活動実績を有していること。
- ✓ 申請時に、「基幹的な事業」の申請をするいずれかの事業領域において、申請締め切り時点で2～3年程度の経験を有する役職員が1人以上いること。

## (4) 人材育成の取り組みへの参加

- ✓ 原則として、採択団体間の人材交流とケース検討を深めるための研修プロセスへの参加を念頭におくこと。 ※詳細は採択団体へお知らせします。

## (5) 資金管理

- ✓ 原則として、一般的な会計ソフトを用いて処理を行っていること、もしくは採択後に導入の意思があること。

## (6) 組織基盤（ガバナンス・コンプライアンス）

- ✓ ガバナンス・コンプライアンス体制を確認するための項目については、本公募要領の別添「ガバナンス・コンプライアンス体制の整備に関する事項」をご覧ください。
- ✓ 申請時に別途指定する規程類が全て揃っている必要はありませんが、組織規模等の必要性に応じて事業実施期間中を通じて段階的な取り組みをお願いします。
- ✓ 例) 組織規模が大きい場合には組織全体への周知を目的に規程類を整備し、組織内外に周知する。小規模な組織では規程類整備等に過度な時間を割くことなく実効性のある体制整備を軸に定款などへの反映、最小限のルールを用意し組織内で徹底する等。

### 【申請時に確認したい事項】

- ガバナンス・コンプライアンス体制に関して、定款への規定や業務フローなど、ルールが明確であり組織内で周知されているか。
- 実質的に業務履行が可能な体制が整備されているか。

【資金提供契約締結時まで確認をしておきたい事項】

➤ 適切な資金管理を実現する体制

事業の実施と助成金の管理（休眠預金事業の場合は区分経理が求められます）が適切に行える団体であること。「管理会計」を導入し、会計ソフトの利用、領収書の保存・管理ができること。※採択後に体制を整備する意思があればかまいません。

➤ 資金提供契約で求められる各事項を履行できる体制

経理会計の担当者の配置、経理責任者による管理体制、理事会の運営など組織としての意思決定の体制の確保がされていること。

【事業実施期間中を通じて段階的に整えていく事項】

➤ 理事の職務権限に関すること。職員の給与支払い、就業に関するルールの整備。

⇒ ソーシャルセクターで活躍する人材の確保・育成、就労環境の整備は事業の持続可能性向上の視点からも重要です。

➤ コンプライアンス体制・内部通報者保護・利益相反防止・倫理に関すること。

➤ 情報公開に関すること、文書管理に関すること、事業運営のルール/リスク管理に関すること、監事に関すること。

(7) その他

➤ 本事業への申請は、1 団体 1 件に限ります。

## 6 選定基準

実行団体は、以下の選定基準に基づき選定を行います。

事業の妥当性	➤ 福島県に居住、もしくは居所のある女性について、課題や問題の把握が行われ、当事者のニーズを踏まえた現実的な事業であるか
実現可能性 連携と対話	<p>➤ 事業実施に必要な人材の配置、並びに新規の雇用等を通じて、実施体制を整える現実的な計画になっているか。</p> <p>➤ 効率的かつ効果的な事業と予算計画になっているか</p> <p>➤ 事業実施地域において、一定の事業実績があることが望ましい</p>
ガバナンス・コンプライアンス	➤ 事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
波及効果	➤ 事業から得られた学びを、組織や地域、分野を超えた社会課題の解決につなげられることが期待できるか

継続性	▶ 助成終了後の計画（支援期間、出口戦略やその工程等）が相応に現実性があるか
先駆性 (革新性)	▶ 本事業が実施されることで地域の課題が提示され、その課題に対応する事業の実施を通じて、新たな支援事業が社会に提示できるか

#### <その他選定時の留意事項>

- ① 申請書類の作成等選定までに要する、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体（実行団体に申請する団体。以下同じ）の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に指定されなかったことによる一切の損害等について弊団体が責任を負うものではありません。
- ③ 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けている事業は本助成対象事業の対象外です。
- ④ 他の助成財団から、同一事業に対し助成等を受けている団体の申請は可能とします。
- ⑤ 本助成を通じた民間公営活動による、社会的成果の最大化の観点を重視し審査を行います。
- ⑥ 優先的に解決すべき社会の諸課題の分析、並びにその解決を目指す取り組みを行うにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮します。
- ⑦ 分野垣根を超えた連携を伴う民間公益活動や、ICT 等の積極的活用等、民間の相違工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。
- ⑧ 同時期に他の休眠預金資金分配団体へ申請している、または申請する場合は、異なる事業である必要があります。また、採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に対し同一事業を申請することはできません。既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。

## 7 公募のプロセスとスケジュール

申請締切	11月24日（月）18時締切り ※電子メールのみでの申請受付
説明会	全体説明会／個別相談を実施 ※詳細はウェブサイトに掲載
結果通知（予定）	12月27日（文書通知）
契約締結（予定）	2024年1月中
助成金支払（予定）	契約締結後

### <留意点>

- 申請団体との面談を行うとともに必要に応じてヒアリング調査を行います。
- 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査が行われます。
- 弊団体の理事会等（意思決定機関）で決定します。
- 審査の結果は申請団体に対し、文書等にて通知します。
- 申請団体名・事業概要・選定結果の情報を公表します。

## 8 提出書類

申請に必要な様式は、以下の指定の様式1から様式9、及び団体情報一式（指定書式なし）です。指定様式については、資金分配団体WEBサイトからダウンロードしてください。なお、コンソーシアムでの申請を計画している場合には、一部提出書類が異なりますので、事前に事務局までお問い合わせください。

### 指定様式

- (様式1) 助成申請書
- (様式2) 団体情報
- (様式3) 事業計画書 ※手書き不可
- (様式4) 資金計画書
- (様式5) 事業責任者の略歴 **※団体代表者と事業責任者の2通を原則とする**
- (様式6) 役員名簿
- (様式7) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- (様式8) 自己資金に関する申請書
- (様式9) 申請書類チェックリスト
- (様式10) コンソーシアムに関する誓約書

申請する書類のデータ形式をPDFに変換しないでください

### その他団体情報に関する書類

- 定款（定款の作成義務がなく作成していない場合は、設立趣意書等団体の活動目的がわかるもの）
  - 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ※ 登記していない場合は、団体成立年月日、役員就任年月日、商号・正式名称、本部所在地などがわかるもの

事業報告書（過去3年分）

設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出

貸借対照表

損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）

監事及び会計監査人による監査報告書

## 9 説明会・個別相談

説明会、個別相談会ともに、Zoom を用いてオンラインで実施します。使用するZoomアドレスは、お申込を頂いた方に別途ご連絡します。詳しくは当事業の公募ページをご覧ください。

個別相談会をぜひ積極的にご活用下さい。初期の相談に加え、企画の方向性の検討など、1団体あたり2回程度以上のご利用を想定しています。上記日程以外にも、出来るだけ日程のご要望にそって調整しますので、お気軽にお問い合わせください。

## 10 提出方法・お問い合わせ先

申請は電子メールでのみ受け付けます。様式1～9、及び団体情報に関する資料を、データにて以下のアドレスまでお送りください。メールにて受領確認を行いますので、申請書類提出後確認メールが届かない場合は恐縮ですが、電話・メールでお問い合わせください。

※郵送での申請受付は行いません。

申請用メールアドレス：[HSWF2022@cf-fukushima.org](mailto:HSWF2022@cf-fukushima.org)

※団体情報等の資料のみ冊子の状態などの場合は、別途郵送等でも結構です。

### 2) お問い合わせ先

一般財団法人ふくしま百年基金 担当・高田、奥山、鈴木

〒980-8068 福島県福島市太田町12-30 マルベリービル 3F

TEL：024-573-2640 FAX：024-573-2641（受付時間 9時-18時）

Mail：[HSWF2022@cf-fukushima.org](mailto:HSWF2022@cf-fukushima.org)

## 第2部 公募要項詳細（第1部以外事項についての詳細）

### 目次

第1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について .....	1
1. 趣旨 .....	1
2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿 .....	1
3. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則 .....	2
4. 実行団体に期待される役割 .....	2
第2章 助成方針・助成対象事業について .....	2
1. 助成方針 .....	2
2. 助成金 .....	3
3. 「優先的に解決すべき社会の諸課題」 .....	3
第3章 公募申請手続きについて .....	4
1. 申請資格要件 .....	4
2. 経費について .....	4
3. その他の審査における着眼点 .....	5
4. 審査結果の通知 .....	5
5. 選定後について .....	5
第4章 本助成事業に求める要件等について .....	7
1. 実行団体の基盤強化について .....	7
2. 事業の評価 .....	7
3. 実行団体に対する監督について .....	7
4. 会計監査の実施 .....	8
5. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限 .....	8
6. 選定の取消し等 .....	8
7. 助成金の返還 .....	9
8. 加算金及び延滞金 .....	9
9. 不正等の再発防止措置 .....	9
10. 情報公開 .....	10
11. 資金提供契約 .....	10
別添1:ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料 .....	11
別添2:コンソーシアムでの申請 .....	14

## 第1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について

### 1. 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。また、近年の気候変動の影響に伴う自然災害の頻繁な発生や新型コロナウイルスによる社会経済活動への負の影響が国民生活にさらなる困難をもたらしています。2022年においても新型コロナウイルス感染拡大の影響は続いており、生活上の困難を抱える人々は増え、行政では対応困難な社会課題が山積しています。さらに、ウクライナでの戦争による世界経済への影響は小さくなく、我が国経済においても原油価格の上昇や為替変動、それらに伴う物価高騰による負の影響の長期化も懸念されます。一方で、こうした環境変化の影響を受けながら様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくく、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資するため、10年以上入出金等が確認できない預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」(以下「法」という。)が、平成30年(2018年)1月1日に全面施行されて4年が経過しました。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」という。)は、同法に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体(以下「実行団体」という。)に対して助成を行う資金分配団体について、2022年度の2回目の公募(通常枠)をした結果、私たち一般財団法人ふくしま百年基金が採択されました。

### 2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿

休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の活用による目的は以下の2点です。

- 1) 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2) 民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで、

- 3) 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、
- 4) 資金分配団体や、実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、
- 5) 社会課題の解決に向けた取組が強化されていくことで、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上、および国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することも期待されます。

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダー(多様な関係者)に対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに事業による成果の可視化も求められますので、そのため事業評価の実施も重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点をおいています。



### 3. 休眠預金等に係る資金の活用に応じた基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)において「休眠預金等に係る資金の活用に応じた基本原則」が定められています。

この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体等は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

(1)国民への還元、(2)共助、(3)持続可能性、(4)透明性・説明責任、(5)公正性、 (6)多様性、(7)革新性、(8)成果最大化、(9)民間主導
--

### 4. 実行団体に期待される役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体からJANPIAにフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

## 第2章 助成方針・助成対象事業について

### 1. 助成方針

- (1) 実行団体に対する助成の方法は、資金分配団体である弊団体(以下、「弊団体」という。)の2022年度事業計画の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。
- (2) 期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。
- (3) 実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率(※)を設定し、事業に係る経費の20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。

※補助率については、第2章 2.助成金をご参照ください。

- (4) 弊団体は、最長2年7か月間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で2026年2月末までとし、別途資金提供契約(資金分配団体と各実行団体が締結する契約)に定めることとします。
- (5) 実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費とし

て特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大15%とします。総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記してWebサイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします(「第3章3. 経費について」参照)。

- (6) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。(「第3章8. 選定後について(3)総事業費の管理と助成金の支払い」を参照)

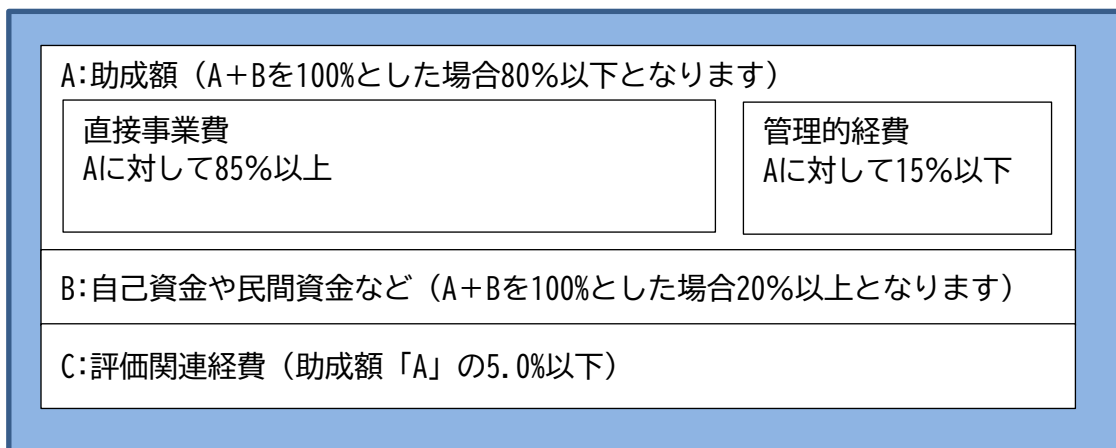
## 2. 助成金

弊団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」(A)、②評価関連経費(C)から構成されます(※)。

※ 総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費(A+B+C)から評価関連経費(C)を除いた事業に係る経費(A+B)を100%とした時、助成額(A)は80%以下、自己資金や民間資金(B)は20%以上となります。
- 補助率=助成額(A)÷事業に係る経費(A+B)
- また、助成額(A)の内訳については、直接事業費が85%以上、管理的経費が15%以下となります。

【総事業費の概念図】



## 3. 「優先的に解決すべき社会の諸課題」

次の1)~3)の領域について特定された8つの優先すべき社会の諸課題(下記参照)のうち、本公募により、助成する民間公益活動では、⑤)孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援、⑧)安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援の解決を目指しています。実行団体は、事業を提案するにあたり、以下の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。かつ、このほかに事業内容に該当する優先すべき社会の諸課題がある場合は、下記より目指すべき成果目標をご提示ください。

<3つの領域と優先すべき社会の諸課題>

- 1) 子ども及び若者の支援に係る活動
  - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
  - ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
  - ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - ④ 働くことが困難な人への支援

- ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- ⑥ 女性の経済的自立への支援
- 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
  - ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取り組みの支援
  - ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

## 第3章 公募申請手続きについて

### 1. 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、原則として法人格を有し、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります(「第3章6.その他の審査における着眼点」参照)。ただし、上記に該当する団体であっても、次のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- (8) 同一の事業で同時期に複数の資金分配団体に申請している団体
- (9) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - ② 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (10) 団体としてのガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- (11) 独立行政法人
- (12) 共同事業体の場合の特例
 

申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、共同事業体(以下「コンソーシアム」という。)での申請を行うことができます。詳細は別添2をご確認ください。

### 2. 経費について

助成対象事業の資金計画書等を作成する際に、事業の活動に要する費用を見積もる「積算」を行います。「積算」にあたっては積算の手引きを遵守してください。

対象となる経費は、民間公益活動の実施に必要な経費とし、個別の資金提供契約において最終決定されるものとします。

### 3. その他の審査における着眼点

#### <審査の着眼点>

以下の着眼点に即して審査を実施します。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと  
※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。
  - ・資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため原則として当該団体を実行団体に選定することを避けるべきであり、資金分配団体、実行団体いずれかの役員を辞職していただくのが原則です。
  - ・実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。
- ② 事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていること
- ③ ガバナンス・コンプライアンス体制等については、資金分配団体が整備等を行うガバナンス・コンプライアンス体制等に準じた体制を目指していること
- ④ 事業計画書において、達成すべき成果、期間、助成期間終了後の活動イメージ、各事業年度における事業内容と必要な費用額、成果の実施時期及び評価の方法（第4章2.事業の評価で詳細を記載）が明示されていること
- ⑤ 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定（総事業費から評価関連経費を減じた額の20%以上は自己資金又は民間からの資金を確保）していること  
※ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する団体には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることがあります。また、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則に戻していただきます。

### 4. 審査結果の通知

#### 1)通知方法

最終決定については、申請団体に対し文書で通知します。

#### 2)情報公開

実行団体公募要領や公募に必要な書式については弊団体のWebサイト上で一般に公表します。

また、公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に弊団体のWebサイト上で公表します。

さらに、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を弊団体のWebサイト上で広く一般に公表します。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続して公表します。

また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書の別紙となります。）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

### 5. 選定後について

#### (1) 休眠預金助成システム

JANPIAが開発するシステムで事業の進捗管理や評価結果等を報告していただくものです。休眠預金助成システムを使用して、JANPIA及び資金分配団体、実行団体間で進捗管理や評価結果等をペーパーレスで迅速に共有し一元管理します。また、事業運営の透明性を確保するため、入力された内容は基本的にすべて公開されます。

#### (2) 事業の進捗管理等

実行団体は、資金提供契約に基づき、原則として6か月ごとの活動の進捗及び総事業費の使用状況について休眠預金助成システムを使って報告してください。

上記に加え、事業の進捗状況を把握するための協議を対面形式で、原則として毎月1回以上行います。この形式はインターネットを通じた遠隔会議、テレビ会議システム等を含みます。

### (3) 総事業費の管理と助成金の支払い

#### ① 指定口座の開設について

総事業費を一元的に管理するため、総事業費のみを管理するための指定口座を開設してください。指定口座において総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、指定口座以外の金融機関口座において総事業費の管理を行わないでください。また、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用しないようにしてください。

なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座(利息の付かない普通預金あるいは当座預金)を開設してください。通帳がない当座預金については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限りま。

#### ② 指定口座の管理

実行団体は、弊団体に対し、指定口座の預金残高や出金及び振込みに関する情報を提供又は報告してください。また、JANPIAがこれらの情報の提供又は報告について、ICTを活用した休眠預金助成システムを通じて行うことを要請した場合には、必要な協力をお願いすることがあります。

#### ③ 支出管理

やむを得ない事由があると弊団体が認めた場合を除き、指定口座から現金の出金を行わず、原則として指定口座からの支出は請求書払い、振込、カード支払いによって行ってください。金額に関わらず、指定口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的などは記録してください(帳票のひな形は用意します。)

#### ④ 支払い時期等

実行団体への助成金の支払いは、JANPIAから資金分配団体名に助成金が支払われた後に、契約に基づき実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。

初回は2023年9月までの助成金を支払います。ただし、初回の助成金の支払いから2023年3月までの期間が3か月以上となることを見込まれる場合には、2023年度上期分の助成金は、第3条第4項に定める本事業の進捗状況及びその成果に関する報告並びに本総事業費の執行状況を踏まえた上で、2023年4月に支払います。また、初回の助成金の支払いから2023年9月末までの期間が3か月未満の場合は、初回の助成金支払いは2023年度下期分を加えて支払います。

2回目は、2023年10月に、2023年度下期分の助成金を支払います。

3回目(2024年度)以降は、原則として、4月と7月と10月に分割して支払います。詳細は、積算の手引きを参照してください。

#### ⑤ 使途等

総事業費の使途については、資金提供契約で認められたものに限定し、民間公益事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行うとともに帳簿を備え付けてください。支払証拠書類は、事業完了日が属する事業年度の終了後、5年間保管してください。

### (4) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。具体的な利用方法については、JANPIAが別途定める「シンボルマーク利用手引き」を必ずご参照ください。

〈シンボルマーク〉 <https://www.janpia.or.jp/kyumin/symbol.html>

〈規程・手引き等〉 <https://www.janpia.or.jp/dantai/symbol/>

### (5) 事業完了報告・監査

① 助成事業終了日から2週間以内に、休眠預金助成システムを使って弊団体に事業完了報告書を提出してください。

② 事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年(ただし、本事業の実施により取得し、又は効用のため増加

した財産(以下「本財産」という。)が不動産の場合は10年)を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等に JANPIA が立ち会う場合があります。

- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に係る書類データは保管してください。
- ④ 事業完了報告書提出後に実施する監査は、本財産の管理状況及び事業完了後の使用目的等を確認することになります。
- ⑤ 上記①、②に規定する監査においては、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行うことがあります。

## 第4章 本助成事業に求める要件等について

### 1. 実行団体の基盤強化について

民間公益活動の底上げと自立化、持続的発展をめざし、資金分配団体は実行団体の基盤強化を図るため、実行団体との対等なパートナーシップによる企画の補強から進捗管理、監督、評価、教育・研修事業等の実施による基盤強化支援を行います。

評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費を助成額とは別枠で申請可能です。

### 2. 事業の評価

- (1) 休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、国民の資産である休眠預金等を活用しているという性質上、その活用の成果を適切に評価し、国民の理解を得るために「説明責任を果たすこと」、活動を効果的・効率的に行うために「学びを改善につなげること」、民間公益活動団体全般の質の向上や資金・人材の獲得などにつなげるために「活かすこと」が求められます。
- (2) 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」(2020年7月改定)に基づき、評価の客観性や正当性を確保する前提のもと、社会的インパクト評価を行っていただきます。評価の主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基本とします。
- (3) 資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。
- (4) また、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的関心が高いもの等については、外部評価や第三者評価を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保することとします。なお、実施内容や実施時期については、実行団体、資金分配団体、JANPIA 間で協議の上決定します。
- (5) 評価は事業を実施する前(事前評価)、中間時(中間評価)、事業終了時(事後評価)に実施します。また、必要に応じて追跡評価を実施する場合があります。
- (6) 評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないようにする必要があります。

### 3. 実行団体に対する監督について

#### (1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体または JANPIA が不正行為等を Web サイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

#### (2) 情報公開の徹底

- ① 資金分配団体は、選定された実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を資金分配団体の Web サイト上で公表します。

当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなりま

- す。
- ② 実行団体は、休眠預金助成システムを通じて実行団体における事業の進捗状況や評価結果、助成金の使用状況等について公表することが求められています。当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。これらの仕組みを通じて、資金分配団体は実行団体を適切に監督していることを確認します。
  - ③ 資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における総事業費の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。
    - 1) 実行団体における本事業に係る財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること
    - 2) 資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、本事業に係る財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること
    - 3) 不正等、内容が重大であり迅速な対応が求められる場合、資金分配団体と協議の上 JANPIA が1)2)の措置を講ずること

資金分配団体は、上記の措置のほか、以下の措置を講ずることができます。

- ・実行団体が行う事業の公正かつ適確な遂行のために必要な措置
- ・その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行のために必要な措置

#### 4. 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査または外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。

なお、上記とは別途、必要と認める場合には証憑を監査することがあります。

#### 5. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- (1) 実行団体は、弊団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。また、資金提供契約において科目間流用について定めた場合には、当該定めに基づき、本総事業費について科目間流用を行うことができます。ただし、人件費への流用及び各経費(管理的経費・直接事業費・評価関連経費)の範囲内での流用元科目の20%を超える流用を行う場合については、弊団体が承認した場合に限ります。
- (2) 実行団体は、本事業を実施するに当たって、資金提供契約に基づき、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後5年間(本事業完了日の属する事業年度の終了時点で、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の残りが5年以内のものについては、その残りの耐用期間に相当する期間とする。)は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、本事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施のためのみに使用するものとし、これらの事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。ただし、本財産が不動産の場合は、上記の「本事業完了日の属する事業年度の終了後5年間」を「本事業完了日の属する事業年度の終了後10年間」に延長します。
- (3) 実行団体は、固定資産台帳その他の書類を備えて本財産を管理する必要があります。
- (4) 本財産が不動産の場合、JANPIA が別途定める方法により、JANPIA 及び資金分配団体において当該不動産の財産管理を行います。

#### 6. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は、実行団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または

期間を定めて実行団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。

- a. 実行団体による助成金を活用した助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
  - b. 不正行為等(資金提供契約書第5条第項の不正行為をいう。)があったとき
  - c. 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
  - d. 上記に掲げる事由のほか、資金提供契約が解除された場合その他その他休眠預金等交付金に係る資金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- (2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- (3) 1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体は、実行団体の選定に申請することができません。
- (4) 1)～3) について、資金提供契約に定めます。

## 7. 助成金の返還

- (1) 資金分配団体は、以下に該当する助成金がある場合は、期限を定めてその返還を実行団体に求めることができます。
- ① 実行団体からの助成金の辞退に伴い、助成金の支払い決定を取り消した場合において、既に実行団体が受領している助成金
  - ② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において、取消しまたは停止に係る部分について既に実行団体が受領している助成金
  - ③ 本契約が解除された場合において、本助成金の全部
  - ④ 実行団体において不正行為等があった場合において、本助成金の全部
  - ⑤ 実行団体において本事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む。)を受けた場合において、その補助金等の支援において対象とされる事業と本事業が重複する部分の助成金
- (2) 資金分配団体は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。
- (3) 1)～2) について、資金提供契約に定めることとします。

## 8. 加算金及び延滞金

- (1) 実行団体は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を JANPIA に納めなければなりません。
- (2) 実行団体は、助成金の返還を求められ、これを納付期日まで納めなかったときは納付期日の翌日から納付日までの日数に応じてその未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を JANPIA に納めなければなりません。
- (3) 資金分配団体は、1)～2) においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができます。
- (4) 1)～3) について、資金提供契約に定めます。

## 9. 不正等の再発防止措置

- (1) 実行団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、関係者への処分、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について弊団体に報告するとともに、実行団体の Web サイト等で公表することとします。
- (2) (1)の事案が発生した場合、JANPIA 及び資金分配団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案の概要等を Web サイト等で公表することとします。また、不正使用等の事案に係る



者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか刑事告発等の必要な措置を講じます。

## 10. 情報公開

- (1) 資金分配団体は実行団体と協議の上、実行団体に対する助成の事実、本事業計画、報告その他の情報について、資金分配団体の事業報告書やWebサイト等に公開することができます。また、前述の通り休眠預金助成システムに登録された情報は公開できるものとします。
- (2) 資金分配団体は実行団体はその選定を取り消されたり、本事業の実施が停止されたりした場合、その事実や関連する対応については実行団体に通知の上、資金分配団体のWebサイトその他の媒体により公開することができます。
- (3) 資金分配団体は上記の公開を行うにあたり、実行団体やその他第三者の知的財産権その他の正当な権利又は利益を侵害することがないように配慮するものとします。

## 11. 資金提供契約

資金分配団体は、この公募要領に定めるもののほか、実行団体に対する助成の実施に関して必要な事項を、実行団体と締結する資金提供契約において定めることとします。

## 別添 1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役員等に周知されている状態を目指します。

※下表は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、この表を参考にガバナンス・コンプライアンス体制を確認してください。なお、不明点等は弊団体へご相談ください。

<参考：ガバナンス・コンプライアンス体制に関する確認すべき項目>

確認を必要とする項目	参考 JANPIAの規程類
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関すること</b>	
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款  ※(7)に関して 社団法人においては、特別利害 関係を持つ社員の社員総会へ の出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としない こととします。
(2)招集権者	
(3)招集理由	
(4)招集手続	
(5)決議事項	
(6)決議（過半数か3分の2か）	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること	
(8)議事録の作成	
<b>● 理事会の構成に関すること※理事会を設置していない場合は不要です。</b>	
(1)理事の構成「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款
(2)理事の構成「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	
<b>● 理事会の運営に関すること※理事会を設置していない場合は不要です。</b>	
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 ・定款
(2)招集権者	
(3)招集理由	
(4)招集手続	
(5)決議事項	
(6)決議（過半数か3分の2か）	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外	

「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること	
(8)議事録の作成	
<b>● 経理に関すること</b>	
(1)区分経理	・経理規程
(2)会計処理の原則	
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	
(4)勘定科目及び帳簿	
(5)金銭の出納保管	
(6)収支予算	
(7)決算	
<b>● コンプライアンスに関すること※資金提供契約書に規定されます。</b>	
(1)コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する責任者を設置していること	・コンプライアンス規程
(2)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること	
<b>● 内部通報者保護に関すること※資金提供契約書に規定されます。</b>	
(1)ヘルプライン窓口 自団体で整備することが困難な場合は、JANPIAのヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	・内部通報(ヘルプライン)規程
(2)通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)に沿って内部通報者保護規程を定めること	
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関すること</b>	
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
(2)報酬の支払い方法	
<b>● 職員の給与等に関すること</b>	
(1)基本給、手当、賞与等	・給与規程
(2)給与の計算方法・支払方法	
<b>● 理事の職務権限に関すること</b>	
代表理事、業務執行理事等の理事の職務及び権限が規定されていること	・理事の職務権限規程
<b>● 監事の監査に関すること</b>	
監事の職務及び権限が規定されていること	・監事監査規程
<b>● 情報公開に関すること</b>	
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること	・情報公開規程
1. 定款	
2. 事業計画、収支予算	
3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録	
4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	
<b>● 組織(事務局)に関すること</b>	
(1)組織(業務の分掌)	・事務局規程
(2)職制	
(3)職責	
(4)事務処理(決裁)	
<b>● 文書管理に関すること</b>	

(1)決済手続き	・文書管理規程
(2)文書の整理、保管	
(3)保存期間	
<b>● 利益相反防止に関すること</b>	
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	
<b>● 倫理に関すること</b>	
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)	
(3)私的利益追求の禁止	
(4)利益相反等の防止及び公開	
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	
(6)情報公開及び説明責任	
(7)個人情報の保護	
<b>● リスク管理に関すること</b>	
(1)具体的リスク発生時の対応	・リスク管理規程
(2)緊急事態の範囲	
(3)緊急事態の対応の方針	
(4)緊急事態対応の手順	

## 別添 2: コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1) コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2) 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「実施体制」に記入してください。  
※資金分配団体向け注記：申請にあたって実施体制表の提出を求める場合には、『2. 公募期間・申請方法・申請に必要な書類』＜コンソーシアムで申請の場合＞においても、必要書類の追加をお願いします。
- 3) その他申請書類については、『2. 公募期間・申請方法・申請に必要な書類』を参照してください。
- 4) 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。  
定める内容：構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等
- 5) 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 6) 当該協定書の副本は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。
- 7) 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。